

1 ディプロマ・ポリシー（修了認定・学位授与の方針）

本研究科は、大学の理念に基づき以下の能力を備え、かつ所定の単位を修得した学生に対して、修士（美術）、博士（美術）の学位を認定します。

【修士課程】

- (1) 異なる分野を複合させながら、既存の枠にとらわれない新しい芸術を探求・創造する能力
- (2) 現代社会の動向や地域特性をとらえ、アート・デザイン・芸術学の方法論を通じて問題解決へつなげ、具体的な提案ができる能力
- (3) グローバルな視野をもちながら、アート・デザイン・芸術学の研究や実践を評価・検証し、その成果を広く社会と連携し情報発信する能力

【博士課程】

- (1) 複合の視点からモノ・コトを要素単位で分析、解析し、現代芸術に限らず、社会的な課題等に関しても事象の本質を捉える能力
- (2) 表現と理論の双方から多面的にモノ・コトを捉えながら、発想の転換や理論の応用をもとに、現代芸術および社会に新しい視点を提示できる能力
- (3) 複合の視点からの学際的な研究に取り組み、その成果を社会に発信・適用していくことで、人々を巻き込みながら現代芸術や地域を牽引していく能力

2 カリキュラム・ポリシー（教育課程編成方針・実施の方針）

本研究科は、ディプロマ・ポリシーに基づく研究・教育の成果をめざし、複合芸術の対象領域をアート、デザイン、芸術学の3分野でとらえ、理論と実践から成る多用な複合の概念を踏まえた実践的なカリキュラムを、以下にカリキュラム・ポリシーとして示します。

【修士課程】

- (1) 教育課程は、複合芸術科目、複合芸術実践科目、制作技術演習科目、特別研究科目から構成します。
- (2) 複合芸術科目は、複数の研究分野を領域横断的に学ぶことで、複合芸術の多様な研究視点を獲得し、主体的に新しい芸術を探求・創造していくための論理的能力を養います。
- (3) 複合芸術実践科目は、複合芸術の専門性を芸術と社会をつなぐ媒体としてとらえ、地域と社会との関わりにおいて問題点を発見し、解決に導く実践力・発信力を養います。
- (4) 制作技術演習科目は、研究活動の実践を支える素材・媒体・技法・理論を修得し、新しい芸術を探求・創造するための技術を養います。
- (5) 特別研究科目は、個々が設定したテーマを継続的に研究することで、広く社会に応用できる企画力、構想力、計画力を養います。

(学習成果の評価)

学習成果は、演習・実習科目における時間外制作活動も含めた成果をもって評価します。また、授業の到達目標や内容、成績評価方法・基準等をシラバスで明示し、厳正で客観的な成績評価を行います。

【博士課程】

- (1) モノ・コトの複合性を要素単位で紐解く自立した研究を通じて、自らの分析力と解析力で現代芸術のみならず社会的事象の本質を捉える力を養う。
- (2) 表現と理論双方からの研究を通じて、複合の視点に基づく発想の転換や理論の応用を新たな表現や課題解決策につなげる力を養うとともに、表現と理論が相互に裏付けされた研究成果を導く。
- (3) 複合の視点からの研究を通じた表現や理論の成果を社会に広く発信する力と、実社会に適用させ人々を巻き込む求心力を養う。

3 開設科目の区分

本研究科では、現代芸術領域における複合的かつ高度な知識や技術を学ぶことができるよう、体系的に科目を配置するとともに、組織的に教育・研究を展開します。

科目区分については、修士課程において「複合芸術科目」「複合芸術実践科目」「制作技術演習科目」「特別研究科目」の4つの科目区分を配置します。

博士課程においては、「研究基盤科目」「研究展開科目」「研究指導科目」の3つの科目区分を配置します。

4 授業科目の種別

本研究科の科目は、必修科目、選択必修科目および選択科目に区分されます。

(1) 必修科目

卒業するために必ず単位を修得しなければならない科目

(2) 選択必修科目

選択ではあるが、科目区分等によって、特定のグループの中から必ずどれかを選択しなければならない科目

(3) 選択科目

学生自身の学修意欲で、履修することができる科目

5 授業方法等

(1) 授業形態

ア 講義

学問の方法や研究の成果について、教員から学生へ講義する授業の形式

イ 演習

学生が研究・発表・討議を行うことを主眼とした授業の形式

ウ 実習・実技

講義などで学んだ技術や方法などを実施又は実物にあたって学ぶ形式の授業

(2) 授業時間

本学の授業時間は次のとおりとします。

1時限	8：50～10：20
2時限	10：30～12：00
3時限	12：50～14：20
4時限	14：30～16：00
5時限	16：10～17：40
6時限	17：50～19：20

ただし、演習、実習等では、上記と時間帯を異にする場合があります。

(3) 集中講義

科目によっては、時間割に定めた時間とは別に、集中講義で授業を実施します。集中講義は原則として、夏季休業期間に実施します。

(4) 休講

授業科目の担当教員にやむを得ない事情が生じた場合は、授業を休講にすることがあります。
担当教員から届出があり次第、ポータル等で周知します。

(5) 補講

休講等で必要な授業回数が確保されない場合、これを補うための補講を行います。担当教員から届出があり次第、ポータル等で周知します。

(6) 授業アンケート

教育の質の向上を図るため、授業の最終日までに授業アンケートを実施します。

6 欠席

(1) 公欠

忌引（決められた親族に限る）、学校保健安全法施行規則第18条に規定された感染症等が理由で欠席する場合、公欠届を提出することにより、欠席時数に算入されません。

公欠届の提出により、事務局から各担当教員へ欠席理由を連絡しますが、学生本人からも必ず各担当教員へ欠席理由を伝え、補講・課題等の指示を受けてください。

※届出の詳細については学生課に確認すること。

※届出は事前提出、添付書類が必要な場合がある。

※就職活動、インターンシップは公欠にならない。

※指定感染症および新感染症による欠席（感染、濃厚接触者に特定、発熱症状等）については、学生課に確認すること。

(2) 公欠以外

① 1ヶ月以上の欠席

疾病その他やむを得ない理由により引き続き1ヶ月以上欠席しようとする場合は、診断書を添付のうえ欠席届を事務局学生課に提出してください。欠席届の提出により、事務局から担当教員へ欠席理由を連絡しますが、学生本人からも必ず担当教員へ欠席理由を伝え、補講・課題等の指示を受けてください。

② その他の欠席

学生本人から各担当教員へ直接欠席理由を伝え、補講・課題等の指示を受けてください。

7 授業形態ごとの単位数

本学では、授業科目ごとに単位数を定め、一定の単位の修得をもって卒業の要件としています。各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算します。

- (1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 演習については、15時間の授業をもって1単位とする。ただし、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、必要があるときは、15時間から30時間の授業をもって1単位とすることができる。
- (3) 実習・実技については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、必要があるときは、30時間から45時間の授業をもって1単位とすることができる。
- (4) 一の授業科目について、講義、演習、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合は、その組み合わせに応じ、規定する基準を考慮した時間の授業をもって1単位とする。
- (5) 前4号の規定にかかわらず、修士論文・修士制作については、これに必要な学修等を考慮して、別に単位数を定めることができる。

8 修了要件

修士課程を修了するためには、2年以上（入学前の既修得単位を勘案した在学期間短縮ができる場合は1年以上）在学し、所定の授業科目を修得し、および別に定めるところにより32単位以上の単位を修得し、かつ、必要な研究指導をうけた上、修士論文（3万字以上）又は修士制作および修士制作報告書（5,000字以上）の審査および試験に合格することが必要です。

博士課程を修了するためには、3年以上在学し、所定の授業科目を修得し、および別に定めることにより 17 単位以上の単位を修得し、かつ、必要な研究指導をうけた上、1) 博士論文(12万字以上)又は2) 博士論文(4万字以上)および制作・活動(博士論文と同等程度の成果物又は複合芸術としての活動記録)の審査および試験に合格することが必要です。1)で修了する場合、査読付き論文3本以上(内、1本以上は学外研究機関)を必要とします。2)で修了する場合、査読付き論文1本以上と作品発表もしくは複合芸術としての活動(海外における発表もしくは活動を含むことが望ましい)を必要とします。

9 履修手続き

履修手続きは、単位を修得するために必要な手続きであり、これを怠ったり、誤ったりすると、単位が認定されないことになるので、慎重に手続きを行ってください。

(1) 履修科目的決定

履修科目は、時間割表、開設科目一覧、シラバス等によって適切に決定してください。

(2) 履修登録

履修登録は、所定の登録期間内に履修登録システムで行ってください。

履修登録後、所定の変更期間内に履修登録の変更、取り消しができます。また、変更期間後、所定の取消期間内に履修登録の取り消しができます。

履修登録の具体的な方法については、ガイダンス等で別途指示します。

(3) 履修制限

次に掲げる授業科目は、履修することができないので、注意してください。

ア 履修登録をしていない授業科目

イ 授業時間が重複する授業科目

ウ 在学している年次よりも上級の年次に配当されている授業科目

エ 既に単位を修得した授業科目

このほかに、履修に当たって特別の制約がある場合があるので注意してください。制約については、各科目シラバスの履修上の注意欄を参照してください。

(4) 再履修

単位の修得が認められなかった授業科目については、次年度以降に再度履修登録をして、当該授業科目を再履修することができます。

10 単位認定および成績の評価、通知

(1) 単位認定

単位修得の認定は、定期試験、平常の成績、レポート、作品、実技、授業への姿勢等により行います。単位認定・評価方法については、シラバスの評価方法を参照してください。

評価・単位認定のためレポート・制作物の提出期限は厳守してください。事情により追試験や提出期限の延長を行うことがあります。原則、各科目の授業実施時間の3分の2以上出席

しなければ、評価の対象になりません。

(2) 成績の評価 (G P A制)

教育の質を確保する観点から、国際的に通用し、公平性・透明性に優れた基準である Grade Point Average (評定平均値。以下「G P A」とする。) 制度を全学的に導入します。

G P Aは成績を数値化して成績を評価するため、定期試験等の成績評価を秀～不可、および不合格で表示し、「不可」と「不合格」に単位を与えないものとします。

成績は、「秀」「優」「良」「可」および「不可」をもって表し、「秀」「優」「良」「可」を合格とします。「秀」は100点～90点、「優」は89点～80点、「良」は79点～70点、「可」は69点～60点、「不可」は60点未満を表します。

なお、G P Aの計算方法と各授業科目の成績に基づくG P (グレードポイント) は次のとおりです。このG Pは、大学において今後学生の成績に係る判断に使用するものとします。

○各授業科目の成績に基づくG P (グレードポイント)

評価	成績	G P (グレードポイント)
秀	90点以上	4.0
優	80～89点	3.0
良	70～79点	2.0
可	60～69点	1.0
不可 (不合格)	60点未満	0
不合格	受験資格の喪失 (出席数不足等)	0
合格	大学で認めた評価	G P対象外

○G P Aの計算方法

$$G P A = (G P \times \text{履修登録した当該科目の単位数}) \text{ の総和} / \text{履修総単位数}$$

G P Aの対象となる科目は、原則として、次の①②③以外の授業科目とします。

①成績評点を付さず「合」・「否」等で評価する科目

②他の大学院で修得した単位認定科目

③本学入学前に修得した単位認定科目

出席不足による不合格のG Pは0であり、科目自体はG P Aにカウントされるため、注意してください。

(3) 成績の通知

学期ごとに、成績を通知します。通知時期は、ポータル等で確認してください。

(4) 成績への異議申立て

成績の通知日から 8 日間（土日・祝日は除く）までに、異議申立ての手続きを行うことができます。成績に異議がある場合は事務局まで申し出てください。

(5) 他大学における修得単位の認定

本学学則に定める他の大学院における授業科目の履修あるいは本学入学前の修得単位について、学長が教育上有益と認める場合は、合わせて 20 単位を限度として修了に必要な単位数に参入することができます。

11 不正行為について

(1) 以下のいずれかに該当する行為は不正行為とみなされます。

①レポート提出の場合

- ・他人が作成した文書やレポート等の一部又は全部をあたかも自分が作成したものとして提出する行為
- ・引用を明記せずにインターネット上のデータや画像等をそのまま利用する行為
- ・過去に提出した自分のレポートをそのまま再利用して提出する行為

②作品（論文含む）提出の場合

- ・他人が作成した作品・文章をあたかも自分が作成したものとして提出する行為
- ・他人の著作物（イラスト、写真、動画等）を無断で利用するなど著作権の侵害にあたる行為

③筆記試験の場合

- ・予め用意した模範解答（カンニングペーパー）を見る行為
- ・他人の答案を見る行為および他の学生に自分の答案を見せる行為
- ・本人以外による受験
- ・許可のないものを使用する行為
- ・私語を交わす行為および試験中の物の貸し借り
- ・監督の指示および注意に従わない行為

(2) 不正行為に対する処分

不正行為を行った学生については、当該不正行為のあった学期に履修した全ての授業科目の評価を原則不可とします。

1 秋田公立美術大学大学院複合芸術研究科学位審査基準について

本基準は、大学院複合芸術研究科における学位論文等の審査について、評価基準や書式、提出方法について定めるものである。

【修士課程】

○ 「修士論文」又は「修士制作および修士制作報告書」の提出資格について
「修士論文」又は「修士制作および修士制作報告書」の提出資格は、以下に該当する者とする。

修士課程に2年以上（入学前の既修得単位を勘案した在学期間短縮ができる場合は1年以上）在学し、所定の授業科目を修得し、および別に定めるところにより32単位以上の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けていること。

○ 「修士論文」又は「修士制作および修士制作報告書」の評価基準について
本研究科における「修士論文」又は「修士制作および修士制作報告書」の評価基準については、大学院設置基準および本学ディプロマ・ポリシーに基づき以下の観点から評価を行う。

- (1) 研究目的が明確であり、研究における問題提起が示されているか。
- (2) 先行研究や研究背景を述べており、修士研究の位置づけを明確に示しているか。
- (3) 調査・研究対象、研究手法、研究手順を明確に述べているか。
- (4) 研究結果に基づいた論理展開や制作意図に妥当性、客觀性が認められるか。
- (5) 学術的な独創性や重要性があり、社会的要請にも応えうる可能性があるか。
- (6) 修士論文等の形式や引用文献等が整えられているか。
- (7) 本研究科のディプロマ・ポリシーに則した研究結果が示されているか。

修士課程の教育目的

修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養い、地域社会に芸術表現で貢献できる人材を育成することを目的とする。

ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）

- (1) 異なる分野を複合させながら、既存の枠にとらわれない新しい芸術を探求・創造する能力
- (2) 現代社会の動向や地域特性をとらえ、アート・デザイン・芸術学の方法論を通じて問題解決へつなげ、具体的な提案ができる能力
- (3) グローバルな視野をもちながら、アート・デザイン・芸術学の研究や実践を評価・検証し、その成果を広く社会と連携し情報発信する能力

○ 「修士論文」又は「修士制作および修士制作報告書」の書式について

(1) 修士論文の書式

- ① 書式はA4横書きで、フォントは10.5又は11ポイントとする。ページあたりの行数を33

～38行とし、行あたりの文字数を36～40字とする。余白は上下を30mm、左右を25mm以上とする。

② 分量は図表と画像、訳注、参考文献、謝辞等込みで50ページ以上とし、文字数は3万字以上とする。

③ 表紙は横書き、年度、研究題目（英文併記）、「秋田公立美術大学大学院 複合芸術研究科 複合芸術専攻」、氏名をいれる（36頁参照）。

④ 修士論文は製本又は簡易製本すること。

(2) 修士制作および修士制作報告書の書式等

① 修士制作報告書の書式はA4横書きで、フォントは10.5又は11ポイントとする。ページあたりの行数を33～38行とし、行あたりの文字数を36～40字とする。余白は上下を30mm、左右を25mm以上とする。

② 分量は図表と画像、訳注、参考文献、謝辞等込みで5ページ以上とし、5,000字以上を目標とする。

③ 表紙は横書き、年度、研究題目（英文併記）、「秋田公立美術大学大学院 複合芸術研究科 複合芸術専攻」、氏名をいれる（37頁参照）。

④ 修士制作報告書は製本又は簡易製本すること。

(3) 研究概要書および論文抄録の書式

研究概要書の書式（38頁）を参照すること。

○ 「修士論文」又は「修士制作および修士制作報告書」の提出書類について

(1) 修士論文の提出書類

① 修士論文等審査申請書

② 修士論文

③ 研究概要書

(2) 修士制作および修士制作報告書の提出書類

① 修士論文等審査申請書

② 修士制作報告書

③ 研究概要書

※提出スケジュールや審査に必要な書類等の詳細は、「修士課程学位審査日程および修了要件について」（29頁）を参照すること。

【博士課程】

○ 「博士論文」又は「博士論文および制作・活動の成果物」の提出資格について

「博士論文」又は「博士論文および制作・活動の成果物」の提出資格は、以下のいずれかに該当するものとする。

(1) 「博士論文」のみで審査を希望する場合

① 博士課程に3年以上在学し、所定の授業科目を修得し、および別に定めるところにより17単位以上の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けていること。

- ② 査読付き論文3本以上（内1本以上は学外研究機関）があること（査読付きの紀要への掲載も認める）。当該論文は、原則として博士論文に関連するもので、提出者が筆頭著者であり、本課程在学中に掲載された（あるいは掲載が確定した）ものであること。
- (2) 「博士論文および制作・活動の成果物」で審査を希望する場合
- ① 博士課程に3年以上在学し、所定の授業科目を修得し、および別に定めるところにより17単位以上の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けていること。
- ② 査読付き論文1本以上があること（査読付きの紀要への掲載も認める）。当該論文は、原則として博士論文に関連するもので、提出者が筆頭著者であり、本課程在学中に掲載された（あるいは掲載が確定した）ものであること。
- ③ 研究科教授会が認めた国内外の展覧会、カンファレンス等において、審査を経て採用された作品、プレゼンテーション等（以下、「作品等」とする）があること。当該作品等は、原則として博士論文に関連するもので、提出者が筆頭制作者であり、本課程在学中に発表されたものであること。

○ 「博士論文」又は「博士論文および制作・活動の成果物」の評価基準について

本研究科における博士論文等の評価基準については、大学院設置基準および本学ディプロマ・ポリシーに基づき以下の観点から評価を行う。

- (1) 研究目的が明確であり、研究における問題提起が示されているか。
- (2) 先行研究や研究背景を述べており、博士研究の位置づけを明確に示しているか。
- (3) 調査・研究対象、研究手法、研究手順を明確に述べているか。
- (4) 研究結果に基づいた論理展開や制作意図に妥当性、客觀性が認められるか。
- (5) 学術的な独創性や重要性があり、社会的要請にも応えうる可能性があるか。
- (6) 博士論文等の形式や引用文献等が整えられているか。
- (7) 本研究科のディプロマ・ポリシーに則した研究結果が示されているか。

博士課程の教育目的

博士課程は、領域を横断する自主的な研究を通じて、ものごとを深く読み解く能力を養い、学際的な芸術表現や理論をもとに読み解いた要素を転換・再構築し、芸術表現又は課題への対応等に関する新たな価値を提示しながら社会に広く貢献することを目的とする。

ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）

- (1) 複合の視点からモノ・コトを要素単位で 分析、解析し、現代芸術に限らず、社会的な課題等に関しても事象の本質を捉える能力
- (2) 表現と理論の双方から多面的にモノ・コトを捉えながら、発想の転換や理論の応用をもとに、現代芸術および社会に新しい視点を提示できる能力
- (3) 複合の視点からの学際的な研究に取り組み、その成果を社会に発信・適用していくことで、人々を巻き込みながら現代芸術や地域を牽引していく能力

○ 「博士論文」又は「博士論文および制作・活動の成果物」の書式について

(1) 博士論文等の書式

- ① 書式はA4横書きで、フォントは10.5又は11ポイントとする。ページあたりの行数を33～38行とし、行あたりの文字数を36～40字とする。余白は上下を30mm、左右を25mm以上とする。
- ② 「博士論文」のみで審査を希望する場合、文字数は12万字以上（図表と画像、訳注、参考・引用文献、謝辞等込み）、「博士論文および制作・活動の成果物」で審査を希望する場合、文字数は4万字以上（図表と画像、訳注、参考・引用文献、謝辞等込み）とする。A4サイズで作成すること。
- ③ 表紙は横書き、年度、研究題目（英文併記）、「秋田公立美術大学大学院 複合芸術研究科 複合芸術専攻」、氏名をいれる（64頁参照）。
- ④ 博士論文は、中間報告会で仮綴したものと9月に提出し、本審査会用として製本したものと12月に提出すること。

○ 「博士論文」又は「博士論文および制作・活動の成果物」の提出書類について

研究科教授会の定めるスケジュールに従って、予備審査、中間報告会、公開口頭試問等を経た上で、本審査会までに、以下のものを提出しなければならない。

(1) 「博士論文（12万字以上）」のみで審査を希望する場合

- ① 博士論文（最終製本版）
- ② 博士論文概要書（最終版）
- ③ 研究業績書
- ④ 履歴書
- ⑤ 博士論文インターネット公開許諾書

(2) 「博士論文および制作・活動の成果物」で審査を希望する場合

- ① 博士論文（最終製本版）
- ② 博士論文概要書（最終版）
- ③ 研究業績書
- ④ 履歴書
- ⑤ 成果物の写真（3枚程度）もしくは活動記録（最終版）
- ⑥ 映像作品の場合、データでの提出も可。
- ⑦ 博士論文インターネット公開許諾書

※提出スケジュールや、審査に必要な書類等の詳細は、「博士課程学位審査日程および修了要件について」（39～43頁）を参照すること。